

自治会町内会長 各位

地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ（依頼）

平成 28 年度から開始した、自治会町内会が防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、31 年度も神奈川県と連携して実施いたします。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を地域振興課までご提出ください。

1 「申請の手引」及び「申請書」配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/bouhan/kamerasettihojokin/yoshiki.html>

または、[横浜市 地域防犯カメラ設置補助金](#) で検索できます。

2 申請書及び添付書類の提出期限：平成 31（2019）年 6 月 28 日（金）必着

設置場所により、関係機関との調整などにお時間がかかるものもあります。

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

3 申請書類提出先：各区地域振興課（持参または郵送）

28、29、30 年度に申請した自治会町内会は申請書類の一部を省略できます

28、29、30 年度に申請して補助金交付とならなかったカメラを、31 年度も同じ場所での設置を希望される場合は、地図等の添付書類は不要です。

【必ず提出していただく書類】

- ・申請書（第 1 号様式）
- ・収支計算書（第 3 号様式）
- ・見積書 ※業者から消費税率 10% で徴収してください。
- ・道路上または電柱に設置する場合は、設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、東京電力柱への設置可否判定回答書（NTT 柱の場合は協議書）

※詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください

4 補助金交付までのスケジュール

平成 31 年 3 月～	・自治会町内会等の総会、役員会、委員会等で防犯カメラの設置について合意を得る。設置場所の近隣住民に同意を得る。 ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、土木事務所等)
6 月 28 日まで	・補助金交付申請書等を区役所地域振興課へ提出
11 月頃	・補助金交付決定 (横浜市から自治会町内会等に対し交付、不交付の決定を通知)
平成 32(2020) 年 2 月中旬	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ報告書類を提出
3 月頃	・補助金交付

「地域防犯カメラ設置補助制度の概要」

① 補助対象となる防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラ。なお、常時監視が可能となるモニターの設置については、プライバシーの保護の観点からお勧めいたしません。

また、防犯カメラの設置について、自治会町内会の総会、役員会、委員会等で合意を得ることが必要です。

② 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会

電気料金、修繕、メンテナンス料金などの維持管理費、更新に係る費用は補助の対象外です。

③ 補助対象経費

防犯カメラの機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費

④ 補助率

防犯カメラ 1 台ごとに補助対象経費の 10 分の 9 ※上限額 **270,000 円**
神奈川県¹の制度変更により昨年度と上限額が異なりますのでご注意ください

【神奈川県補助】 補助率：5/10	【横浜市補助】 補助率：4/10	【団体負担】 1/10
----------------------	---------------------	----------------

1 台当たり補助対象経費の 10 分の 9
(上限 270,000 円)

【自治会町内会の負担】
防犯カメラと設置費用の合計額が高くなるほど、自己負担部分は増となります。

⑤ 補助決定方法

この事業は神奈川県と横浜市が連携して実施するものです。県が交付を決定した台数の範囲で補助を実施するため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

<参考>過去の補助実績

	申請		補助決定	
	団体数	台数	団体数	台数
28 年度	101	284	60	60
29 年度	67	120	67	85
30 年度	88	155	82	82

Point !

防犯カメラ設置場所の例

道路上の電柱、民有地内の電柱、民有地内のポール、民有地内建物壁面、自治会館壁面 等
※詳しくは「申請の手引」をご覧ください。

見積書の消費税率

見積書を徴収する際は業者へ消費税率 10% で作成する旨お伝えください。

※この事業は、平成 31 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

横浜市市民局地域防犯支援課

電話 6 7 1 - 3 7 0 5

Fax 6 6 4 - 0 7 3 4